

# 一般社団法人金沢労働基準協会衛生管理者研究会規約

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人金沢労働基準協会衛生管理者研究会と称する。

(事務局)

第2条 本会は、事務局を一般社団法人金沢労働基準協会（以下協会という）内に置く。

(目的)

第3条 本会は、労働衛生に関する知識の修得、衛生管理者の地位の確立及び会員相互の親睦を図り、労働衛生の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 労働衛生の研修、講習、調査及び研究
- (2) 労働衛生についての情報交換及び相互協力
- (3) その他、目的達成に必要な事項

(事業年度)

第5条 事業年度は毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(会員)

第6条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 衛生管理者の資格を有する者で入会を希望する者
- (2) 賛助会員
  - (イ) 正会員を有する事業場または団体
  - (ロ) この会の趣旨に賛同する事業場または団体

(役員)

第7条 本会につぎの役員をおく。

|       |     |
|-------|-----|
| 代表幹事  | 1名  |
| 副代表幹事 | 1名  |
| 幹事    | 若干名 |
| 監事    | 2名  |

(役員を選任)

第8条 幹事及び監事は、協会長が正会員の中から選出し、委属する。

- 2 代表幹事は、幹事の互選により選任し、この会を代表する。
- 3 副代表幹事は代表幹事を補佐する。
- 4 役員任期は2年とし、再任を防げない。

(幹事会)

第9条 本会に、幹事会をおく。代表幹事は、必要に応じて幹事会を召集する。

(幹事会・監事の業務)

第10条 幹事会は、事業計画を作成し、執行する。

- 2 監事は、この会の会計を監査する。

(顧問)

第11条 本会に、顧問をおくことができる。

(会費)

第12条 本会の会費は、つぎのとおりとする。

(1) 正会員は、1人につき月300円

(2) 賛助会員は、年1口以上とし 1口 5,000円

従業員数 50人未満 1口

従業員数 50人～500人未満 2口

従業員数 500人以上 4口

2 会費は1年分を所属事業場・団体がとりまとめ、本会に納付する。

(決算)

第13条 本会の決算は、幹事会の承認を受けるものとする。

附 則

1 この規則の改廃は、幹事会の議決による。

2 この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

改正 (昭和57年4月1日)

(平成 3年4月1日)

(平成24年5月1日)